

平成 2 9 年 度 三 木 町 農 業 委 員 会
1 2 月 定 例 会 議 事 録

香 川 県 木 田 郡 三 木 町 農 業 委 員 会

平成29年度三木町農業委員会
12月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 平成29年12月20日
(会議時間) 13:10～15:00
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数18名

1番	渡辺 正春	11番	井戸 俊博
2番	佐竹 一夫	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之	14番	谷井 正隆
5番	新地 照男	15番	鎌倉 博之
6番	溝渕 廣明 (欠席)	16番	小松 洋子
7番	松田 隆雄	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一(会長職務代理)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文(会長)
10番	多田 孝夫		

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 石井健一課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 安元哲平係長
5. 稲田貴之主任主事
6. 大西浩之係長
7. 岡田知樹主事
8. 大森和人副主幹
9. 眞島佑典主任主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 農業経営改善計画認定申請について

(4) 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地を伴う地目変更の認定について

(5) その他

事務局

それでは、12月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等18件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会議審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中18名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。欠席は、溝渕委員です。定例会議事録署名委員につきましては、入倉委員と多田委員をお願いいたします。それでは協会長よろしく申し上げます。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が6件と報告案件が2件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：平木字荒木 1筆 634㎡

地目：田1筆

譲渡理由：小作地売買

譲受理由：小作地の取得

権利：所有権移転贈与

番号2 申請地：井戸字檜木 3筆 2,923㎡

地目：田3筆

譲渡理由：高齢化

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号1について、小作地売買となっておりますが、金銭のやり取りがないとのことですので贈与扱いとなります。後ほど説明します議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の中におきまして、利用権設定の申請が出ており、下限面積要件は満たします。

番号2について、兄弟間の売買となります。後ほど説明します議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の中におきまして、利用権設定の申請が出ており、下限面積要件は満たします。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

9番委員

番号1については、譲渡人の農地を農地法施行以前から耕作している、所謂、残存小作ですが、今回所有者に耕作の意志がないことから、両者の合意に基づき当該農地の所有権を譲受人に転ずる

ものです。

1 番委員

番号2については、兄弟間での話で特に問題はありません。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問がありましたらお願いします。

1 2 番委員

聞き漏らしたかもしれませんが、番号1、番号2は下限面積は満たしているのでしょうか。

事務局

具体的には、番号1に関しては、議案第5号の番号20で、番号2に関しては議案第5号の番号25で利用権設定の申請が出ております。

1 2 番委員

わかりました。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：池戸字天神 1筆 622㎡
地 目：畑1筆

現況：宅地1筆
目的：貸駐車場
併用地：宅地 13.21㎡
造成時期：平成20年頃から

番号2 申請地：田中字中 1筆 280㎡
地目：畑1筆
現況：畑1筆
目的：車庫平屋建 1棟 49.87㎡
併用地：宅地 672.98㎡

番号3 申請地：朝倉字池尻 1筆 1,004㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：太陽光発電設備

番号4 申請地：氷上字長楽寺 1筆 482㎡
地目：畑1筆
現況：宅地1筆
目的：既存住宅2階建 1棟 276.36㎡
既存納屋平屋建 1棟 28.80㎡
既存納屋平屋建 1棟 33.20㎡
併用地：宅地 474.08㎡
造成時期：平成10年頃から

番号1について説明します。

番号1は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

番号2は、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他所有農地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

番号3は、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他所有農地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

番号4は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周

辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

- 番号1 申請地：井上字馬場 1筆 542㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：貸駐車場
権利の種類：所有権移転売買
- 番号2 申請地：田中字松ノ木 1筆 425㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：新築住宅2階建 1棟 84.88㎡
車庫平屋建 1棟 33㎡
権利の種類：使用貸借権設定
- 番号3 申請地：氷上字東中川 1筆 306㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：新築住宅2階建 1棟 74㎡
権利の種類：使用貸借権設定
- 番号4 申請地：氷上字東中川 1筆 366㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：新築住宅平屋建 1棟 125.87㎡
権利の種類：使用貸借権設定
- 番号5 申請地：氷上字境淵 1筆 951㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：分譲住宅2階建 4棟 56.31㎡
権利の種類：所有権移転売買
- 番号6 申請地：氷上字寺ノ前 1筆 395㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：新築住宅2階建 1棟 70.39㎡
車庫平屋建 1棟 40.23㎡
権利の種類：所有権移転売買

番号7 申請地：氷上字寺ノ前 1筆 338㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：新築住宅2階建 1棟 98.95㎡
権利の種類：所有権移転売買

番号8 申請地：氷上字長楽寺 2筆 720㎡
地目：田2筆
現況：田2筆
目的：駐車場
権利の種類：所有権移転売買
併用地：宅地 194.28㎡

番号9 申請地：氷上字長楽寺 1筆 693㎡
地目：田1筆
現況：畑1筆
目的：資材置場
権利の種類：所有権移転売買

番号10 申請地：氷上字西ツフロ木 12筆 4,230.51㎡
地目：田8筆、畑2筆、雑種地1筆、宅地1筆
現況：田8筆、畑4筆
目的：資材置場
権利の種類：所有権移転売買

番号11 申請地：下高岡字塚脇 1筆 30㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：進入路拡幅
権利の種類：所有権移転売買
併用地：宅地等 714.60㎡

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提

出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号5について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号6について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号7について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号8について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号9について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号10について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。

番号11について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告お願

いします。

10番委員

それでは、現地調査の報告を行います。12月分の農地法関連の申請について去る、平成29年12月15日(金)の午前9時から4条申請4件、5条申請11件につきまして、協会長、高尾職務代理人、入倉委員、多田委員(当番委員)、事務局3名の合計7名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請、番号1、4、5条申請、番号10です。4条申請、番号1、4につきましては、すでに造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。5条申請、番号10につきましては、申請地が農道を取り込む形で、すでに1枚の田になっておりました。そのため、農道を復元し、農道を使わない計画での申請がなされておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

12番委員

4条申請番号1ですが、琴電の池戸駅の近郊になります。自分の土地であれば自由にできるという考えも当時はあったのでしょうか、庭を造ったそうです。庭を造ったものの管理もうまくできないということも話されておりました。また、駅が近いこと、住宅も密集しており、周辺の方も駐車場で困っているということでした。そういうことで、この際庭をつぶして駐車場にし、周辺の方に提供したいというお話でした。

7番委員

4条申請番号2について、家族が増えて車が多くなって置けないので、すぐ裏の畑を駐車場にしたいということでした。排水についても特に問題はありません。

続けて、5条申請番号2について、譲渡人の長男が現存の住宅の前に新築の家を建てる申請があがってきています。前の田んぼも全部譲渡人の農地で、排水についても特に問題はありません。

10番委員

4条申請番号3について、太陽光発電設備を作るということで現地を見ていますが、問題はないと思います。

13番委員

4条申請番号4について、すでに宅地となっており、特に問題はないと思います。

5番委員

5条申請番号1について、今回土地を売った方ですが、田んぼができないということで、何とかしないと土地を手放そうとしたところ、ちょうど駐車場用地を探していた譲受人と話がまと

まったものです。

3番委員

5条申請番号3について、譲受人は譲渡人の孫になります。団地のすぐ南側に水路があり、同意を得ております。それと、町道に水道管も通っておりますので、許可が下り次第工事に入りたいとのこと。

5条申請番号4について、譲渡人の子の夫が家を建てるものです。

5条申請番号5について、分譲住宅を計画するというので、水利等も問題ありません。

13番委員

5条申請番号6、番号7について1枚の田んぼを2つに分けております。特に問題はありません。

5条申請番号8について、お寺の駐車場にするものです。特に問題はありません。

5条申請番号9について、資材置場にするものです。特に問題はありません。

5条申請番号10について、こちらについては、少々問題がありまして、地元調整が難航しております。農業委員である私も中に立ち入って話すことができない状態で、時間をおいたほうがいいかなと思っています。

事務局

5条申請番号11について、地元農業委員が遅れているため、事務局から説明します。町道から東にある住宅への進入路として使用している部分が狭いということで、拡幅したい、また、転回スペースとして使用したいということです。申請地の北側はビニールハウスが建っており、そのビニールハウスの残地となっておりまして、面積が30㎡と狭く、周辺農地への影響もないと思われることから、許可相当と判断されます。

会長

どうもありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

12番委員

5条申請番号10について、地元委員から発言がありましたが、地元委員としてもかなり複雑な要因があるということで、従来転用時の隣接同意というものは基本的にはいらないということですが、ただ、特例としましては、大規模な工場、産業廃棄物処理場、資材置場など2,000㎡を超えますと当然隣接同意が必要という事務手続きであろうかと思えます。事務局の説明にもありましたが、地図をみていただきますと、赤く囲まれているところが申請地ですが、その中に白く抜けている部分が農道ということなのですが、ただこの農道が現状では存在しないということで、この農道の処理をどうしていくかということになります。この農道につきましては、農業委員会にあげてくる前に、農道は、昔は国有地でありましたが、今はすべて町有地に移管しており、その白く塗った部分をまず、共有財産で一体化したものに使う場合は、用途廃止をして一体の申請するのが正しいと思えます。この農道の再編といいますか、現状では一枚の田になっているということで、この農道の復元をどうすべきかということで、農道を復元する場合には、隣接地の境界確定がいるということで、境界確定をもって農道の復元ができるというような、そういった基準があります。と

いったことで、農業委員、農業委員会事務局として、この申請が出てきた以上はやはり受理をして、県に進達するという法手続きでございます。その中で、この行方をどうすべきかということで、地元農業委員もご苦労されていますが、県への進達につきましては、地元農業委員にもどうなっているか報告をしてあげてください。地元農業委員からは、昔の感情があるというようなことを聞いておりますが、誰か、第三者的に中に入って調整する役がいれば、本当にいいんですけど。感情が入るととにかく難しいので、いつまでもしこりになって、将来ずっと引き継いでいく恐れがありますので、農業委員、地元関係者ともに取り組んでいくということで、会長。

会長

ありがとうございました。他に何かありませんか。

16番委員

5条申請番号10の譲受人はどんなことをされているのですか。

13番委員

以前は、スクラップ屋されてました。

16番委員

去年か一昨年にもありましたよね、

13番委員

スクラップ屋をやめたということは聞いております。今回は、業種的なものではなく、農道の件です。南北の県道ができる頃に、譲渡人のご主人が3,4枚あった田を勝手に1枚したそうです。周囲の人は反対をしていたそうです。そういうこともあり、農道を復活させる話が出たものです。しかし、それだけの問題ではなく、以前から犬猿の仲のようです。初めて農業委員になって、そんなことまで話をしていけないといけないのか思いました。

16番委員

これはもう売買できているんですか。まだ、できていませんね。

13番委員

農道を取り込んで1枚の田んぼにしたことについて、隣接者からしたら田として使っているから黙っていたが、今回は、第三者が農地転用をして資材置場や、住宅になるやら分からないわけです。

12番委員

家の前に農道が通っており、その前にある田が70cmぐらい高い、そこに資材置場をするということで、家の真ん前でそういう状況になるというのはあまり好ましくないという、そういうことなんです。だから、道路ができる時に、昭和60年頃になりますが、そのころに地ならしをしてくださいという要望を受けた経緯があります。田を1枚にしたときに、農道の用途廃止をして払下げをしていたら何の問題もなかったんですけど。現状は現状として、用途廃止手続きを残している

のが尾を引いているのです。そこをたまたま譲受人が用地買収をして資材置場にするということで話がまとまったもので、実際のところ、なかなか解決しにくい状況下にあるようです。

1 3 番委員

ちょうど近くに町会議員もいまして、議員にも相談しましたが、これについては、難しいと思います。

1 2 番委員

一般的に農業委員会に書類を提出すれば、どうにかいけると安易な考えで持ってくる人もいるかもしれませんが、あくまで、地元調整でお願いしないといけません。我々、農業委員としてもどうすることもできない、ねえ、会長。

会長

そうですね、当事者同士がお話をするしかないと思います。どちらか一方を立てれば、あとあときっと大きな問題になろうと思います。だから、農道の処理をするということは、すなわち、今までのことを含めて、双方の要望を聞いてやっていかないと、ここですぐ、どうするかどうするかできないと、県にはこういうことがあると報告して最終的に、地元の方の意見と、県が許可していただけただけの書類ができればと、ただ、今の状態で県に進達するということです。

1 2 番委員

中川委員、当事者間で今現在 2 つ 3 つ要件が出ているということも聞いております。その内容についてまた、中川委員さん、一度いろいろ本当にどうかなということも協議してみませんか。それでまた、今後どうしていくか考えたらどうでしょう。ただ、4 反も転用が出てきてますから、これをいろんな感情問題でダメになるということも、さあ、どんなかなあという気もするんです。やっぱり中立の立場で、中川委員、考えてみませんか。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、番号10については、農道の問題がありますので、番号10以外のものについて承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致です。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請、番号10について、農道の問題がありまして、申請書類の不備があるために、法定外公共物の条件がクリアされると許可相当となることを書面に付しまして、県に進達という形で、今の事案は終わり、そしてあと、手続きを踏んで許可相当ということで承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

はい、満場一致です。番号10については、法定外公共物の条件がクリアされると許可相当となることを付して県に進達したいと思います。続きまして、議案第4号、非農地証明願について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号、非農地証明願について

番号1 申請地：井戸 446㎡
地 目：田
目 的：山林

番号1について、説明します。

申請地の南側に位置する山林があり、こちらから申請地を侵食するような形で、山林化していったものです。申請地の形も耕作するには不便であり、また、山際ということもあり、耕作も長い間できていなかったために、現況はすでに山林となっているため、非農地証明の申請がされたものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

5番委員

場所はどこになりますか。

事務局

国下池の西側になります。

5 番委員

わかりました。

1 2 番委員

非農地証明願ですが、過去にもどんどん出てきていますが、非農地証明の定義というのは、約 20 年程度耕作も何もしていないということ、また、そこに竹木が生えてできない。それから、災害等で被害を被って田んぼができない、その原因で竹木が生えてきたというようなそういういろいろな諸条件はあると思います。この農地については、山林化しているということですか。

事務局

この申請地については、山林化しています。

1 2 番委員

はい、わかりました。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第 4 号非農地証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第 6 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 5 号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が 13 件、再設定が 18 件で合計 31 件になります。総設定面積は 111,178㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第 18 条第 3 項

及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は14件で、総設定面積26,862.22㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法18条第6項解約通知について

番号1 申請地：平木字荒木 1,062㎡

地目：田2筆

解約日：平成29年12月4日

解約理由：売買のため

番号2 申請地：池戸字天神 1,620㎡

地 目：田1筆
解 約 日：平成29年11月30日
解 約 理 由：高齢化

番号3 申 請 地：池戸字天神 2, 164 m²
地 目：田2筆
解 約 日：平成29年11月30日
解 約 理 由：農業廃止

番号1について、残存小作であり、農地法第3条でこの農地の1筆が売買される予定です。
番号2について、残存小作で、農業ができなくなったため解約します。
番号3について、残存小作で、賃借人である方がなくなったため解約します。
番号2、3については、今後の意向等は固まっておらず、機構の利用を進めていく予定です。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、報告第2号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号、使用貸借返還通知について

番号1 申 請 地：平木 646 m²
地 目：田1筆
解 約 日：平成29年12月4日
解 約 理 由：本人耕作

番号2 申 請 地：井上 4, 874 m²
地 目：田7筆
解 約 日：平成29年11月30日
解 約 理 由：経営縮小

番号3 申 請 地：氷上 4230.51 m²
地 目：田8筆、畑2筆、宅地1筆、雑種地1筆
解 約 日：平成29年10月31日
解 約 理 由：転用のため

番号4 申請地：朝倉 720㎡
地目：田1筆
解約日：平成29年10月20日
解約理由：病気等で労力不足

番号5 申請地：氷上 720㎡
地目：田2筆
解約日：平成29年12月1日
解約理由：転用のため

番号1について、本人が耕作するため解約するものです。

番号2について、経営縮小のため解約するものです。

番号3について、転用のため解約するものです。

番号4について、病気等で労力不足のために解約するものです。

番号5について、転用のため解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

12番委員

番号3について、転用のため返還するとなっておりますが、転用ができない状況におちいった場合は、耕作しないといけないですね。今は考えなくてもいいと思いますが、ただ、若干地元で苦しい状況になっていますから、そのへんは。

事務局

貸人の意向もあると思いますので、現段階ではそこまで考慮はしていません。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、終わります。続きまして、農業経営改善計画認定申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

農業経営改善計画認定申請について説明します。三木町農業経営基盤強化促進基本構想に基づいて、三木町では他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得、主たる従事者1人あたり370万円程度、年間の労働時間を2,000時間程度を目標にしています。平成29年11月9日、10日に変更認定申請1経営体と新規認定申請1経営体の合計2経営体の方と、農業経営改善計画作成相談会を実施しました。当日、認定申請者ご自身の意思による5年後、平成34年の目標である経営改善計画を基に、香川県東讃農業改良普及センター担当職員からの助言、指導を交え、三木町農業経営基盤強化促進基本構想との整合性を図りながら、農業経営改善計画を作成したものです。本町全体の認定農業者数は80経営体となる見込みです。三木町農業改善計画認定要領第5条の第2項に基づき、農業委員会のご意見を伺いたいと思います。どなたも農業経営に意欲的な方でありました。どうぞよろしくをお願いします。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

7番委員

これは単純に言うとも時間あたりが、1番の経営体は1万円程度となりますよね。2番の経営体は、時間あたりが、だいたい1千円程度ですが、実際これだけ違いがあるものですか。この数字が本当に正しいのですか。

事務局

時間あたりの所得につきましては、香川県東讃農業改良普及センターの普及員の方が、品目ごとの時間あたりの利益率を出しています。特に麦が時間あたりの利益が非常に高くなっています。逆に野菜などは、売り上げは高いが時間あたりに直すとあまり利益率は高くないという風な形になっています。1番の経営体は、数名、麦を主としている個人の認定農業者の方が認定をおりられて、法人に加入していますので、そちらの兼ね合いあり、麦の作付面積が12ha、こちらが主な収益源になっています。麦や米で利益が上げられるということで、時間あたりも2番の経営体と比べると高いということになります。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで終わりたいと思います。続きまして、地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地を伴う地目変更の認定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、「地籍調査とは」と、いった形で地元説明会で使用しているもので、地籍調査の概要について説明します。

(地籍調査についての映像、資料読み上げ)

今回の案件については、平成28年度に調査した立石地区の一筆地調査の結果で、農地変更調書のとおり、農地に関係する地目に変更がありましたので、ご審議いただき承認をお願いします。なお、調書の農業委員会意見欄中、転用許可の有無及び原状回復命令の見込については、あらかじめ事務局により確認していただいています。よろしくお願いします。

会長

ありがとうございました。初めてのことで、難しいとは思いますが、何かわからない点があれば言っていただけたらと思います。

調書の見方ですが、地籍調査の前の面積と後の面積が変わりましたということですね。

事務局

はい。それと、地目の変更も同時に書いています。例えば、番号1は、地目が田から公衆用道路に変わっています。

会長

わかりました。田から公衆用道路になったということですね。農地に関連するところをあっているかどうか確認をする。それが済んだら登記される。これからずっと地籍調査が始まりますので、役場の人が地籍調査をした時に書類をよくご確認いただきたいということです。

18番委員

これは、農業委員会で承認する必要があるわけですか。

事務局

農地に絡む地目変更については、農地法の規定もありますので、農業委員会で許可を得るということで、ただ、現況としてはお手元にお配りしている、農地変更調書に書かれているものが現況なので、農業委員会でここは農振農用地の田だから、田以外には変わらないといわれても、現況は家が建っているものについては、宅地としてしか地目を認定することはできないので、どうしてもないですが、法上は、農業委員会で諮らなければならないとなっています。調査結果はこのようになっていますので、農業委員会の許可をいただき、町から法務局に届ける形になります。

18番委員

地元は承知しているのですか。

事務局

土地所有者との境界立会で、境界を確認したうえで地目の確認も、例えば、ここは田となっておりますが現況は道になっていますねとか、山林になっていますねとか、確認したうえで調書を作っています。

12番委員

副会長も言っていますが、農業委員の我々が逐一現地に出て、農地を確認したわけではないけれども、要するにこの方についてはこうなりました、ということそのまま農業委員会としては確認したということになるわけですね。

事務局

今回のことで、了承をいただければ、このまま法務局に届けるように、所有者の方には、調査した時にこういうふうな現況がなっていますので、それで調査させていただきますというのは言っております。

12番委員

会長、そういうことで我々もなかなかすべては確認できませんね。

会長

これは、地籍調査したことでするので、間違いないと思い、手続き上こういう段取りが必要ということ。それでは、地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地を伴う地目変更の認定について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。その他、何かありますか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

平成30年 月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____